

○吹田市消費生活センター条例

昭和55年6月4日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の2第1項の規定に基づき、同法第10条第2項の消費生活センターの設置及び事業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田市消費生活センター
- (2) 位置 吹田市朝日町3番505号

(目的)

第3条 消費生活センターは、消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安全、安定及び向上の確保に資することを目的とする。

(事業等)

第4条 消費生活センターは、前条の目的を達成するため消費生活に係る次の事業を行う。

- (1) 各種講座の開催等、啓発に関すること。
- (2) 相談及び苦情の処理に関すること。
- (3) 情報の収集及び提供並びに資料の展示に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

2 消費生活センターは、事業者に対する消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理するため、消費者安全法施行規則（平成21年内閣府令第48号）第8条（第1号を除く。）に定めるところにより、組織し、及び運営するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（省略）

附 則（平成30年3月30日条例第9号）

この条例は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（令和 8 年10月 6 日条例第29号）

この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。